

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の取組について

1. はじめに

令和元年に国土交通省は、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、国内外の先進事例などの情報共有や、政策づくりに向けた国と地方のプラットフォームに参加し、ウォカブルなまちづくりをともに推進する「ウォカブル推進都市」を募集するとともに、各種支援事業を推進しております。

2. 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の取組について

○官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくまちなか」を形成

○これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

居心地が良く歩きたくなるまちなか（イメージ）

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたいくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たいくなる、留まりたいくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間空地の一部を広場化（宮崎県日南市）



駅前トランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）

【イメージ】



道沿を占用した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）

2つの開発の調整により
一体整備された神社と森（東京都中央区）



公園夜芝生や民間カフェ誘致で再生（東京都豊島区）

3. 「ウォーカブル先進都市」への応募について

昨年度、都市計画マスタープランを見直し、駅を中心とした恵庭型コンパクトシティを実践し、徒歩や自転車、公共交通を利用して快適に暮らすことができる「歩いて暮らせるまちづくり」を継続して推進していくことから、「ウォーカブル推進都市」に応募し、これからまちづくり施策に活用していきます。

4. 各種施策

都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制面等のパッケージにより支援

【交流・滞在空間の創出の推進】

〈民有地の活用〉

- ① 一体型滞在快適性等向上事業
- ② ウォーカブル推進税制

〈公有地の活用〉

- ③ 都市公園における官民協定に基づくカフェ等の設置・管理
- ④ 都市公園における看板等の設置/交流滞在施設の設置・管理
- ⑤ 普通財産の活用
- ⑥ 都市再生推進法人を経由した占用許可等の申請
- ⑦ 都市再生推進法人による交流・住宅空間の充実化に対する金融支援
- ⑧ 共同型都市再構築事業

【交流・滞在空間における歩行者の安全確保・快適性向上】

- ⑨ 駐車場出入口の設置制限など

【まちづくりへの多様な主体の参画の促進】

- ⑩ 都市再生推進法人の業務追加
- ⑪ 市町村都市再生協議会の構成員の拡充等



5. 今後の展開

「ウォーカブル推進都市」として応募することにより、全国の先進事例を参考に、これからの、まちづくり関連事業への活用を検討していきます。